

公立大学法人大阪市立大学
平成21年度 年度計画

平成21年3月

平成21年度 公立大学法人大阪市立大学 年度計画

平成21年度 年度計画の概要(基本的考え方)	P1	⑤産学連携の推進 (新産業創生研究) (データベースの充実)	
I 教育研究等の質の向上を達成するための措置	P3	⑥都市・大阪のシンクタンク	
1 教育に関する措置		3-2 国際貢献	
(1)教育の内容		(1)国際交流の活性化 (研究交流) (学生交流) (情報発信)	P11
①学生の受入れ (各学部・研究科の人材育成の目標像) (各学部・研究科のアドミッション・ポリシー) (入学者選抜制度) (広報活動)		(2)国際交流の実施体制	
②教育課程の編成 (学部教育) (外国語教育) (大学院教育) (社会人教育) (高度専門職業人教育)	P4	4 附属病院に関する措置 (1)附属病院の診療・運営 (2)臨床教育、臨床研究 (臨床教育) (臨床研究)	P12
③授業形態、学習指導法等 (シラバスの充実) (学部教育) (大学院教育) (高度専門職業人教育)		II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	
④適切な成績評価等の実施 (学部教育) (大学院教育)		1 運営体制の改善 (1)柔軟な組織編成 (組織編成の基本方針) (全学共通教育) (大学院教育)	
⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。) (全学での取組) (部局での取組) (授業の改善)	P5	(2)教育研究等の支援体制の充実	
⑥教育の成果・効果の検証 (追跡調査) (外部評価の活用)		2 多様な人事制度 (多様な人事制度) (長期研修制度等)	
(2)教育の実施体制等 (全学共通教育と専門教育の有機的連携) (大学教育研究センター) (ITの活用) (教育の支援) (教育の実施体制にかかる特記事項)	P6	3 戦略的な予算配分 (全学共通経費)	
(3)学生への支援 (学生支援体制の整備) (学習相談・助言) (キャンパスライフの充実) (キャリア形成支援)		4 業務執行の改善 (1)サービス機能の強化 (2)柔軟な業務執行	P13
2 研究に関する措置		III 財務内容の改善に関する措置	
(1)研究の実施体制 (研究体制の整備) (研究科長の裁量) (都市研究プラザ) (大阪市の研究機関と連携)	P7	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置 (学生納付金等) (科学研究費補助金等) (共同研究、受託研究、寄附金等) (知的財産)	
(2)研究の活性化		2 経費の抑制に関する措置 (管理的経費の抑制)	
①研究の支援、研究基盤の整備 (研究の支援) (研究基盤の整備)		3 資産の運用管理の改善に関する措置 (資産の効率的・効果的運用)	
②研究の水準・成果の検証 (多面的な検証) (外部委員による評価)	P8	IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項	
③研究成果の公表 (情報の発信) (情報発信体制の整備) (国際的な情報発信)		1 評価制度の確立 (1)教員の業績評価制度の確立 (2)自己点検・自己評価 (評価項目) (実施方法)	
④研究体制にかかる特記事項 (理学部附属植物園) (すぐれた教育研究拠点の形成)		2 評価結果の公表及び大学活動の改善	
3 社会貢献に関する措置		V その他業務運営に関する重要事項	
3-1 地域貢献		1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置 (人権の尊重) (コンプライアンスの確立) (個人情報の保護)	P14
(1)地域貢献の推進体制		2 情報公開等の推進に関する措置 (大学の活動情報の公開) (長期計画の策定と公開) (広報体制の整備)	
(2)地域貢献の活性化		3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置 (施設等の整備) (情報基盤の整備・活用) (施設等の有効活用及び維持管理)	
①人材の育成	P9	4 安全の確保等に関する措置 (事故防止) (学生等の安全確保等)	
②高校等との連携		VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	
③地域社会等との連携・協力等 (地域との連携、地域の活動への参画) (情報の発信)		1 予算(平成21年度)	P15
④生涯学習の支援 (公開講座等) (インターネット講座等)	P10	2 収支計画(平成21年度)	P16
		3 資金計画(平成21年度)	P17
		VII 短期借入金の限度額	P18
		1 短期借入金の限度額	
		2 想定される理由	
		VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
		IX 剰余金の使途	

平成21年度 年度計画の概要（基本的な考え方）

平成21年度は、中期計画期間の第2段階、すなわち達成（実施から一定の成果）の段階の最終年度となる。

これを踏まえ、第3期（平成22・23年度）の検証へと進むことが可能となるよう、平成20年度までの取り組みに基づき、大学の理念の具体化を図り、着実に事業を実施することにより、中期計画を推進する。

このため、以下のような取り組みを進める。

○教育

- ・学部教育においては、初年次教育および英語教育の一層の充実を図るとともに、教育の質保証のための教育システムを見直し、新たな学士課程教育の構築を目指す。
- ・これまでの公開講座より高度で専門性をもった新たな社会人履修コースの検討を進め、履修証明制度実施の準備を行う。
- ・長期履修学生制度の導入により、社会人等が学びやすい環境を整備するとともに、大学院レベルでの社会人教育の充実を図る。
- ・新たな各種相談体制の構築や、Web履修システムの導入準備および就職支援、キャリア形成支援の一層の充実など学生支援体制の整備に取り組む。
- ・看護学研究科後期博士課程を設置し、看護学の向上と看護学の学問体系に寄与できる研究・教育者ならびに看護の質向上のために組織的な指導ができる実践者を育成する。

○研究

- ・都市研究プラザにおいて、文部科学省の研究助成プロジェクトであるグローバルCOE事業を中心とした先端的都市研究を推進する。
- ・研究科横断・融合型の複合先端研究機構において、都市や地域社会の近未来的な課題に対する研究を推進し、その成果の社会への還元を図る。
- ・学内育児施設を開設・運営するとともに、平成20年度に実施したアンケート調査に基づいた女性研究者への支援方策を取りまとめる。

○地域貢献

- ・近鉄文化サロン阿倍野との共催講座を継続的に実施するなど、公開講座の充実を図り、地域貢献をより積極的に推進する。
- ・大学コンソーシアム大阪や大阪市教育委員会等との連携を強化し、高校等との連携のより一層の充実を図る。

- ・新産業創生研究センターにおいて、産学連携コーディネーターを中心として「大阪市立大学シーズ集」の活用や、各種シンポジウム・セミナー等の開催により産学官連携を推進する。

○附属病院

- ・平成18年度に策定した中期指針に基づき、部署ごとの進捗管理を行うとともに、新たな中期指針を策定し、本附属病院に応じた管理会計システムの確立を図り、安定的な経営を行う。

- ・改修後の救急病棟の供用開始により、救急医療機能の充実を図り、大阪市南部における第三次救急医療機関としての責務を果たす。

- ・疾患別等の医療連携に対する企画立案や病院情報誌の発行等により、地域医療機関との医療連携や交流のより一層の充実を図る。

○業務運営その他

- ・将来にわたる本学の目指す方向性を示す「大阪市立大学憲章（仮称）」を制定する。

- ・「学生サポートセンター」の開設に向け、具体的な施設整備計画および実施スケジュール等を策定する。

- ・証明書自動発行システムを導入し、そのさらなる利用拡大について検討する。

- ・「公立大学法人大阪市立大学教員活動点検・評価指針」に基づき、点検・評価の実施要領を策定し、教員活動の点検・評価を試行する。

- ・理系学舎および理系実験棟の整備について、基本設計・実施設計を行うとともに、未調査建物の耐震診断調査を行う。

平成21年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上を達成するための措置

1 教育に関する措置

(1) 教育の内容

①学生を受入れ

(各学部・研究科の人材育成の目標像)

・各学部・研究科の人材育成の目標について、アドミッションポリシーとの整合性等を再点検したうえで、各種の媒体を通じて広く社会へ周知を図る。

(各学部・研究科のアドミッション・ポリシー)

・各学部・研究科は、「入学者追跡調査委員会」と連携し、アドミッションポリシーを点検するとともに、各種媒体を通じて高校等への周知を図る。

(入学者選抜制度)

・各学部・研究科は、「入学者追跡調査委員会」の報告(平成20年11月)を踏まえ、アドミッションポリシーと各種入試制度との関係等について継続的に検証し、必要に応じて改善に取り組む。

(広報活動)

・大学及び大学院入学志望者に対する広報活動の一層の充実を図り、大学見学者の受入れ人数(平成20年度：1,644名)、オープンキャンパス参加者数(平成20年度：10,786名)については昨年度並みの人数を確保する。

・引き続き各学部・研究科において、高校等からの依頼に応じる体制の一層の充実をめぐる。

・オープンキャンパスにおいて、アンケート調査等により、高校生のニーズや希望に即した内容となるように充実を図る。

・大学コンソーシアム大阪の「大学フェア」に参加するなど、各種の高大連携の取組に参加・協力する。

・留学を志望する外国の学生のために、英語版ホームページについて随時点検・見直しを行いつつ、引き続き充実を図り、留学生在籍者300名前後を確保する。

②教育課程の編成

(学部教育)

・引き続き、初年次教育運営委員会を開催し、平成21年度から実施する初年次セミナーの充実を図る。

・各学部は、大学教育研究センターと連携し、学士課程のあり方について、継続的に検討を進め、カリキュラム編成や履修モデルの作成に反映させる。

・各学部・研究科において参加型教育を推進・充実する。

・各学部において、幅広い専門知識の修得を可能にするため、必要に応じて他学部・他学科等との協議を経て、他学部・他学科等の科目履修を含むカリキュラム編成、履修モデルを策定する。

・引き続き数学・理科基礎調査の結果等に基づいた分析・研究(追跡調査)等を踏まえ、初年次教育の充実を図る。

・新たな社会人教育について、その内容をとりまとめ平成22年度からの実施に向け準備を進める。

(外国語教育)

・海外の語学講習会への参加を奨励し、ビクトリア大学への短期語学研修については参加学生数の増(平成20年度：27名)を図る。

・1・2回生の英語テキスト、テストの見直しを実施するなど、英語教育の改革・充実に取り組む。

・各学部・研究科は、英語による授業の科目数の増加や内容の充実を図る。

(大学院教育)

・各研究科で分野横断型履修の拡大について検討を行い、課題等が生じれば、教育推進本部等で対応していく。

平成21年度 年度計画

(社会人教育)

- ・新たな社会人教育の展開についての大学方針の取りまとめに合わせて、各学部・研究科において、社会人教育の充実を図る。
- ・より高度で専門性をもった社会人履修コースの内容について取りまとめ、履修証明制度の実施準備を行う。
- ・長期履修学生制度の活用を図っていく。

(高度専門職業人教育)

- ・看護学研究科については、博士課程設置認可申請を行い、平成22年度の開設を目指し、看護学部改組については引き続き検討を重ねる。

③授業形態、学習指導法等

(シラバスの充実)

- ・他学部・他研究科の学生が履修可能な科目の記載等、シラバスの充実に努める。
- ・シラバスをホームページに未掲載の学部・研究科において、掲載に向けた作業を開始する。

(学部教育)

- ・大学教育研究センターはFD憲章の策定と公開を行い、各学部・研究科と連携してFD憲章に沿ったFD活動を実施・支援し、教育の質的向上を図る。
- ・大学教育研究センターは引き続き、学生の理解を高め、教育効果を上げるため、本学の教育の質の組織的向上と教員の指導技術の向上につながるように、FD関連企画の実施及び内容の工夫を行う。
- ・各学部・研究科は、インターネットの活用、オフィスアワーの開設などによる授業時間外の履修指導等に組織的に取り組む。
- ・引き続き、本学の教育について現状を把握し、かつ、教育の質の向上を目指す各種調査等を通じて、教育カリキュラム、授業内容等の検証を行う。
- ・講義のサポートや学生実験の安全対策のため、より一層のティーチングアシスタントの充実策を検討する。

(大学院教育)

- ・各研究科は、授業評価アンケートの実施などにより、大学院教育の改善に取り組む。
- ・各研究科において複数の教員による指導体制について検討する。
- ・引き続き、学友会と連携し、大学院生の学会活動等に対する支援を行うとともに、そのあり方についても検討を行う。

(高度専門職業人教育)

- ・該当研究科において、今後も高度専門職業人教育のための取組を進める。
- ・大学コンソーシアム大阪が提供する、実務家・企業経営者による講義への参加を奨励する。

④適切な成績評価等の実施

(学部教育)

- ・引き続き、各学部において、専門科目シラバスの更なる内容の充実を図る。
- ・各学部・研究科は大学教育研究センターと連携のうえ、継続的に成績評価の適切性について検証し、その適切な成績評価を行う。
- ・各学部・研究科はGPA制度の導入等、厳正かつ客観的な成績評価制度を構築する。

(大学院教育)

- ・学位論文の審査手続・審査基準をホームページもしくは研究科要覧などに掲載し、学生をはじめ研究科の内外に明らかにする。

⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。)

(全学での取組)

- ・全学共通教育において公開授業の拡充を図るとともに、全学FD委員会(仮称)を設置し、組織的なFD活動の一層の充実を図る。

平成21年度 年度計画

・各学部・研究科においては専門教育科目の授業評価アンケートを継続的に実施し、課題を整理する。アンケートを実施していない学部・研究科においては、実施について検討を行う。

(部局での取組)

・各学部・研究科において、教員の全員参加による活発なFD活動を継続する。

(授業の改善)

・各学部・研究科において、公開授業の実施やワークショップの開催等を引き続き実施する。

・各学部・研究科において、学生による授業評価など授業改善方策を継続的に実施する。

・引き続き、学友会による優秀教員や優秀テキストの顕彰について、教育推進本部において積極的に関与する。

・大学教育研究センター及び各学部・研究科において、引き続き教育上の効果を測定する方法について検討するとともに、その活用方法を研究する。

⑥教育の成果・効果の検証

(追跡調査)

・入学者追跡調査委員会において、今後の学生データの蓄積及びその分析、卒業後3年経過した卒業生の調査及びその分析を行い、各学部・研究科と改善策等を協議する。

(外部評価の活用)

・独立行政法人大学評価・学位授与機構の教育研究活動状況についての評価報告、大阪市公立大学法人評価委員会の評価、JABEEによる教育評価等を今後の本学の教育改革等に活用する。

(2) 教育の実施体制等

(全学共通教育と専門教育の有機的連携)

・毎月1回の定例「教育推進本部会議」「全学共通教育教務委員会」「学生担当委員会」「入試実施委員会」「留学生委員会」等を開催し、関係業務の改善策の検討を行い実施していく。

・引き続き、大学教育研究センター会議において、教育推進情報室(仮称)の役割・機能・規模・設置の可能性等について検討していく。

・教育推進本部は、大学教育研究センター・各学部と連携を図りつつ、全学共通教育と専門教育の有機的連携を図るための学士課程教育の整備を進める。

(大学教育研究センター)

・大学教育研究センターは、引き続き各種の調査・研究の推進及びその成果に基づいた各学部・研究科の教育活動改善への支援を実施していく。

(ITの活用)

・引き続き、大学のIT化(情報)計画及びIT化にかかる規則、導入・運用方法等について必要なルールを検討し策定する。

・証明書自動発行システムを導入し、その利用時間、利用対象者、対象帳票等の拡充について検討する。

・シラバス電子化およびWEBを利用した履修・成績処理の導入を検討する。

・公開授業を実施するための設備整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・電子教材の公開を実施するための設備整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・「教務事務システムの個人情報に関する電子データの取扱いについて」に基づき、データの適切な管理のもとに、引き続きデータの収集と学生データベースへの入力を行う。

・情報リテラシーについての講習会の体系整備を行うとともに、教職員・学生を対象に、情報倫理に関する講習会等を開催する。

(教育の支援)

・学術情報総合センターは、引き続き、教育・学習に必要な資料の整備拡充に努め、マルチメディア系システム及びネットワーク整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。

・引き続き、総合的な教育研究支援施設としての学術情報総合センターの利便性の向上について、継続的に検討を行う。

平成21年度 年度計画

(教育の実施体制にかかる特記事項)

- ・特色となる教育体制および外部資金による教育改善のための各事業に適切に予算配分を行う。
- ・都市健康・スポーツ研究センターは、健康・スポーツ科学科目の充実とともに、市民講座やセミナー等を開催する。

(3) 学生への支援

(学生支援体制の整備)

- ・全学的な学生相談窓口の設置について、引き続き検討を行う。
- ・障害のある学生に対する全学的な支援を図るため、支援窓口等体制の確立に取り組む。
- ・各学部・研究科は学生の学習や生活全般にかかわる相談を受けるための体制を維持し、対応にあたる。

(学習相談・助言)

- ・各学部は、1回生担任制ないし、類似の学習相談制度の充実を継続して推進する。
- ・各学部・研究科は、履修概要や履修ガイダンスの継続的な改善に努める。
- ・引き続き、大学教育研究センターは、各学部・研究科における学習相談を支援するため、カリキュラム・授業科目のあり方を含めた教育的支援のデザインづくりに関する研究を行う。
- ・当面開設した「総合案内窓口」での学生ニーズ等を踏まえて、引き続き、教育推進本部会議等において学生相談センター（仮称）の設置について検討を進めて行く。

(キャンパスライフの充実)

- ・学生のニーズに合わせ、毎年「学生生活ガイド」の掲載内容を見直し、その充実を図っていく。
- ・奨学金、授業料減免、アルバイト、保険加入などの在学生にとって必要な情報をホームページ等に適時に掲載できるよう、より一層拡充を図っていく。
- ・成績優秀な学生を称え一層の教育奨励を図るための制度を制定し、実施していく。
- ・大学院生を確保し、十分に研究・学業に専念できるように、経済的な援助策を検討する。
- ・今後とも校友会と連携し、学生のクラブ・サークル活動の奨励及び顕彰制度の充実を図っていく。
- ・引き続き、ボランティア活動に関する情報提供の方法について検討していく。
- ・健康診断受診率の向上（平成20年度：68.4%）を図るとともに、学生健康診断については診断結果のデータ化により事務の効率化を図り、学生の健康状態の傾向分析等により機に応じた保健情報の発信を行う。
- ・全学的に取り組まれる学生相談体制とカウンセリングルームの連携を図る。
- ・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターでは、体育会会長として各イベントに参加協力するとともに、体育会系クラブ・サークルの顧問を担当するほか、積極的に技術指導を行う。

(キャリア形成支援)

- ・引き続き、大学教育研究センターはキャリアデザイン教育の充実のための研究を行い、キャリアデザイン関係の授業を提供し実践的研究を進めていく。
- ・卒業生の就職先の調査を継続し、その結果を就職支援等に活用できるよう記録を充実する。
- ・引き続き、各学部・研究科の就職情報ページの充実を図る。
- ・今後とも学生のニーズに合わせ、毎年講座内容を見直し、充実を図りながら資格支援講座を実施していく。
- ・新産業創生研究センターは、インキュベータ業務強化に向けたワーキンググループでの検討を踏まえ、起業・NPO設立の環境を整備する。
- ・引き続き、大阪府、大学コンソーシアム大阪からの要請に基づき、インターンシップに参加する学生を大学として推薦するとともに、インターンシップの充実に向けて、学内組織の整備を検討する。
- ・景気動向ならびに雇用情勢を踏まえて、ガイダンスの内容・開催時期を見直して実施する。

2 研究に関する措置

(1) 研究の実施体制

平成21年度 年度計画

(研究体制の整備)

- ・研究推進本部会議における協議を踏まえて、研究戦略及び基本方針の検討を行い、具体的な施策を進める。
- ・現行の特別研究と各研究科での研究との研究体制の区分について再点検を行う。
- ・本学の特色ある研究を推進するため、戦略的研究経費の配分を継続し、そのあり方について再点検を行う。
- ・引き続き研究推進本部において研究に係る情報収集、研究計画の立案、研究の実施に係る共同作業について取り組む。
- ・研究支援体制整備の段階からスタッフのスキルアップに向けた取組を行う。

(研究科長の裁量)

- ・各研究科は、引き続き研究科長裁量経費の適切な運用を図る。

(都市研究プラザ)

- ・都市研究プラザの活動をG-COE事業を中心に推進する。
- ・都市研究プラザは、G-COE事業及び各研究プロジェクトの成果をまとめ、ウェブ／ジャーナル、冊子体刊行物、シンポジウム、フォーラムの開催などを通じて、対外的に発表する。「都市文庫」「経研文庫」「上田写真コレクション」等についても充実を図る。
- ・引き続き、本学において国際シンポジウムを開催し、国際的都市研究ネットワークの強化を図る。
- ・引き続き、都市研究プラザ国際諮問委員会(URP International Advisory Board,IAB)を開催する。
- ・大阪市や地域社会と連携し、研究プロジェクトを推進する。
- ・既設の現場プラザ(7ヶ所)を維持し充実を図るとともに新たな現場プラザの開設を検討する。
- ・平成21年度は、ソウル他海外プラザを開設する。

(大阪市の研究機関と連携)

- ・大阪市立の工業研究所、環境科学研究所、(財)大阪バイオサイエンス研究所や大阪市立病院群との共同研究を推進するなど、大阪市の有する研究機関等との有機的連携を促進する。

(2) 研究の活性化

①研究の支援、研究基盤の整備

(研究の支援)

- ・引き続き、国際学術シンポジウムの開催やその支援を行うとともに、その組織的バックアップ体制を整備する。
- ・女性教員の積極的採用について引き続き努める。
- ・学内保育所を開設する。
- ・医学部においては、今後は小委員会などで稼働状況や問題点などを検証しつつ、院内保育所・病児保育室の充実を図っていく。
- ・研究推進本部会議において、女性研究者の要望調査の結果に基づき、具体的な研究支援策を取りまとめる。
- ・引き続き、アジア・日本フェローシップ事業を継続し、若手研究者の人材育成を目的とした研究支援の実施に取り組む。
- ・引き続き、重点研究など特別研究に採択された研究に対して、博士研究員を配置する。
- ・引き続き、若手研究者の人材育成を目的とした研究支援の実施に取り組む。
- ・研究者の雇用の他、最先端の研究に取り組みやすい支援の仕組みを設ける。

(研究基盤の整備)

- ・研究設備のIT化を図るため、平成19・20年度に更新した学術情報総合センターの各種システムの一層の整備に向けた調査研究を行う。
- ・学術情報基盤の整備を全学共通経費で行うことを検討し、電子ジャーナルや二次情報データベースの選定を行う。

平成21年度 年度計画

- ・マルチメディア系システム及びネットワーク整備に関して、機能強化に向けた調査・研究を行う。
- ・都市文化研究センターにおいて、データベースを都市研究プラザ等と共用できるように努めるとともに、「大阪都市文庫」などのデータベースの整備を図る。
- ・理系学舎の建て替え計画にあわせて大型実験施設の集約化および共同利用研究施設の一元的管理体制等について検討する。
- ・研究施設設備の共同利用や外部からの分析・機械製作等の依頼の受入れについて、学外決裁システムの検討を行う。

②研究の水準・成果の検証

(多面的な検証)

- ・戦略的研究経費の運用を推し進め、G-COE申請など公的な大型競争的研究資金獲得を目指し、研究の活性化と研究成果の検証を行う。
- ・各研究科は、引き続き研究紀要等の信頼性や水準の維持に努める。

(外部委員による評価)

- ・各研究科において、外部評価やピアレビュー等についての方針を明確化する。

③研究成果の公表

(情報の発信)

- ・研究者要覧の作成にあたり、現行の研究者データベースをさらに活用できる方法を検討し、あわせて教員のデータベースへの入力を促し、研究者情報の充実を図る。
- ・新産業創生研究センターにおいて、「大阪市立大学シーズ集2010」の準備に向けた取組として、シーズ発掘プロジェクトを実行する。
- ・各研究科等において引き続き国際シンポジウムを開催する。
- ・引き続き市民講座・公開講座を開催するとともに、その内容の多様化と充実に努める。
- ・学術情報総合センターにおいて、貴重資料データベース化における第3次整備計画に基づき、貴重資料の電子化を進める。

(情報発信体制の整備)

- ・全学広報と学部広報との連携を図りつつ、メール等を通じて広報関連情報を提供していく。

(国際的な情報発信)

- ・研究成果の外国語による情報発信について引き続き検討する。
- ・国際的な学術誌などの発刊を支援する。
- ・引き続き、OCUprospectus（英文大学案内）を作成し、公表する。

④研究体制にかかる特記事項

(理学部附属植物園)

- ・公開講演会を開催し、市民と協同して絶滅危惧植物を保護する方策を模索し、また一般市民の保護意識の啓蒙に努める。
- ・植物目録、開花状況などの情報をホームページへ掲載するなど、引き続き広報に努める。

(すぐれた教育研究拠点の形成)

- ・引き続き、グローバルCOEプログラム採択プロジェクト等に対する支援を行う。
- ・産学連携活動において、府大・市大共同のイベント開催の検討をはじめ、池田銀行など金融機関との連携も着実に実行していく。
- ・平成19年度に立ち上がった複合先端研究機構において、都市圏における環境の再生に向けて、理系研究科横断・融合的な研究を行い、その成果の社会への還元を図る。

3 社会貢献に関する措置

3-1 地域貢献

(1) 地域貢献の推進体制

- ・地域貢献推進本部は、実施事業の検討をするなど、教職員が一体となって事業実施に取り組む。

平成21年度 年度計画

・引き続き、各学部・研究科において、それぞれの地域貢献推進の体制の下、地域貢献をより積極的に推進する。

・看護学研究科の地域貢献あり方検討委員会において、地域住民の療養生活に看護支援を行う体制を構築できるか検討を行う。

(2) 地域貢献の活性化

①人材の育成

・生活科学研究科の地域交流室を核として、QOLプロモーターの育成を継続する。

②高校等との連携

・引き続き大学コンソーシアム大阪との連携、高大の双方向連携のあり方を検討し、実施する。

・高校化学グランドコンテストの府大との共催を継続するとともに、引き続き高校生対象の府大・市大連携講座の開催を検討する。

・大阪市教育委員会の協力の下に市立の高校との連携をより一層充実する。

③地域社会等との連携・協力等

(地域との連携、地域の活動への参画)

・法学研究科において、市民を対象とした無料法律相談を継続するとともに、中小企業支援法律センターの取組を引き続き推進する。

・特別研究のうち「都市問題研究」を引き続き積極的に展開しつつ、地域の科学・技術の振興と自治体政策課題への参画をさらに推進する。

・住吉区民セミナーを引き続き共催する。

・都市研究プラザは、NPOと共同事業を企画し、地域NPOとの連携を強化する。

・創造都市研究科は、授業を通してNPO・NGO活動への協力支援のあり方についての教示・研究を引き続き実施する。

・教育職員免許法施行規則の改正による「教職実践演習」の新設にともない、その科目の一環として幼稚園・小学校・中学校・高等学校における教育ボランティア活動を学生に行わせることを検討し、それ以外のボランティア活動に学生に従事させることについて文学研究科地域貢献推進委員会、文学研究科教務委員会、学生部委員と連絡をとりながら、検討する。

・生活科学研究科は、地域貢献推進本部と連携して、引き続き地域住民を対象とした相談事業を推進する。

・学術情報総合センターは、大阪府立大学学術情報センター及び大阪市立図書館との相互協力事業のさらなる推進を目指す。

・関西大学総合図書館との相互協力事業の開始を目指す。

・学術情報総合センターの教員が、大阪市はじめ他の地方公共団体や関係機関のIT関連の各種審議会等に参画し、情報化の推進に貢献する。

・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターの「地域貢献委員会」において、健康増進事業等の支援策等について検討する。

・引き続き、都市健康・スポーツ研究センターの「地域貢献委員会」において大阪スポーツ・アカデミーの可能性について検討する。

・引き続き、自治体等の各種審議会等への参画を促進する。

(情報の発信)

・各研究科は、ホームページや広報誌等を活用し、最新の研究成果等を積極的に情報発信する。

④生涯学習の支援

(公開講座等)

・文化交流センターは、現行の公開講座等について引き続き点検し、統一的視点からの再編に努める。

・引き続き民間の教養講座等との連携を図り、生涯学習の支援に努める。

・理学研究科において、科学に関する相談窓口のホームページへの設置に関し、平成20年度に整理した課題について検討し、可能であれば試行開設する。

平成21年度 年度計画

- ・文化交流センターは、生涯学習関係講演会の開催を引き続き推進する。
- ・医学分館におけるサービス方法の変更や市民登録者枠のあり方について検討を進め、具体案を作成する。
- ・文化交流センターは、生涯学習支援の方策を引き続き検討する。
- ・引き続き、科目等履修生の受入れや3年次編入学の推進など、社会人学生を積極的に受け入れる。
- ・長期履修学生制度の導入やきめの細かい履修指導・研究指導など、社会人学生の学びやすい環境の整備に努める。
- ・都市健康・スポーツ研究センターは、引き続き公開講座を実施する。
- ・文化交流センターは、学術情報総合センターの協力により、これまで記録した市民講座やセンター企画講座をインターネットなどを通じ、市民に提供する。

(インターネット講座等)

- ・地域貢献推進本部は、引き続き動画によるインターネット講座を実施し、そのノウハウを蓄積する。

⑤産学連携の推進

(新産業創生研究)

- ・大阪府立大学、池田銀行との産学連携活動等を活発に行う。
- ・新任の産学連携コーディネーターを中心にこれまで新産業創生研究センターで手薄であった業務の強化を図る。
- ・新産業創生研究センターは、大阪産業創造館、本学教員と協力し、「大阪市立大学(OCU)ニューテクガイド2010」等の拡充に向けた準備に取り組む。
- ・医学研究科及び附属病院は、引き続き全室利用を目標とし、「健康・予防医療ラボラトリー」の充実を図る。
- ・医薬品・食品効能評価センターの体制整備及び充実を図り、治験拠点病院としての責務へ取り組むとともに、治験・臨床研究教育プログラムの構築と稼働及び臨床研究支援に向けた体制整備の検討を行う。
- ・平成21年度も引き続き、新産業創生研究センター、工学研究科産学官連携推進委員会と連携を取りつつ、企業等からの受託研究の拡大に向け、オープンラボラトリを開催していく。
- ・大学発ベンチャーの育成を図る足掛かりとして、平成21年度内に池銀キャピタルと投融資ファンドの設立を目指す。
- ・平成21年度も引き続き、新産業創生研究センターにおける知的財産に係る管理体制や各種規程の整備に向け努力する。
- ・関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所などの経済団体や、近畿経済産業局、大阪市経済局、大阪産業創造館や大阪TLOとの各種の連携方策を推進する。
- ・大阪商工会議所企業経営支援委員との交流協定に基づき、国際シンポジウムでの共催または協賛を通じた交流を推進する。

(データベースの充実)

- ・大阪市立大学産学連携データベースの登録件数の拡大を図るため、教員に対して、同データベースの登録の周知徹底を図る。
- ・シーズ集の充実とその活用を図り、本学の研究シーズの情報発信に注力する。

⑥都市・大阪のシンクタンク

- ・都市研究プラザは、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的研究と政策的研究を推進する。
- ・平成19年度に立ち上がった複合先端研究機構において、都市圏における環境の再生と地域産業の在り方について、調査・研究を行い、大阪市などへ提言を行う。

3-2 国際貢献

(1) 国際交流の活性化

平成21年度 年度計画

(研究交流)

- ・都市研究プラザは、国際的に共通する都市の課題について、G-COE事業推進を通して、本学独自の研究を進め、対外的に発表する。
- ・研究推進本部において、外国の提携先大学との共同研究につき、研究科の実情に配慮しつつ、課題の整理を引き続き行う。
- ・引き続き、国際的な研究支援のための体制の構築を検討し、体制（案）を策定する。
- ・これまでの成果を検討しつつ、外国の大学との研究交流を引き続き拡大する。
- ・各学部・研究科において引き続き学部間等の国際交流を推進する。
- ・都市文化研究センターは若手研究員のための研究プロジェクトを積極的に推進する。
- ・都市文化研究センターは、科学研究費獲得のための調査を行い、研究科教員の科研採択率向上を図る。
- ・全南国立大学、上海財経大学との共同研究プロジェクトを推進するとともに、引き続き国際的な支援プログラムに積極的に参加する。
- ・JICA研修を継続して行う。
- ・法学研究科はドイツ・フライブルク大学とのシンポジウムの次回開催に向け、研究交流を継続する。
- ・引き続き医学部は、国際学術交流協定を締結している慶熙大学、全南大学、リヨン大学、ロンドン大学、トーマスジェファーソン大学との相互交流に努める。

(学生交流)

- ・ビクトリア大学への短期語学研修を拡充（平成20年度：参加27名）するほか、ホームページの国際交流ページを改善し、学生の海外派遣等も含めて、学生が知りたい情報を掲載する。
- ・留学生にとって必要な情報内容に「外国人留学生のしおり」及び「留学生向けホームページ」の内容を毎年更新を行う。
- ・留学生ボランティアグループと今後の支援のあり方を含め、各種行事の充実に向け協議を行う。
- ・留学生関連行事の更なる充実に向け、学友会との協議を継続していく。
- ・引き続き、学部・研究科独自の留学制度について実施に向けた検討および実施している制度についての検証を行う。

(情報発信)

- ・英語版ホームページの随時点検・見直しを行いつつ引き続き充実を図る。

(2) 国際交流の実施体制

- ・研究推進本部及び教育推進本部は、国際交流の体制整備に向け、引き続き検討を行う。

4 附属病院に関する措置

(1) 附属病院の診療・運営

- ・病院長を中心とし、中長期的な視点から病院の診療・運営に係る的確な方向性を示す。
- ・改修後の救急病棟におけるICUを活用し、救急医療機能の充実を図る。
- ・「患者満足度調査」や、QC活動の推進・評価を実施するなど、良質(QC)医療委員会の取組を中心に、引き続き、医療環境の整備を行う。
- ・がん診療拠点病院として、がん診療の連携協力体制の整備を図る。
- ・肝疾患、呼吸器疾患、糖尿病等について、地域の医療機関との連携を深めるため、疾患別連携誌の発行や、地域連携パスの作成・運用の開始を目指す。
- ・最新版の病院情報誌(第4版)の発行により、医療連携のさらなる強化を目指す。
- ・他大学や他病院における実施状況等を参考にしながら、病院教員や医師に対する評価について、外部評価あるいは、自己評価の内容を検討する。
- ・医療技術各部門において、業務のあり方、改善に関する部内検討会を継続し、その他の部門についても取組を検討する。
- ・引き続き、緊急時における医療体制の整備につき、大阪市危機管理室、大阪府危機管理室等と連携して検討を進める。

平成21年度 年度計画

・引き続き、中期指針に基づく進捗管理を行うとともに、新たな中期指針を策定する。また、附属病院に応じた管理会計システムの確立を図る。

・高額医療機器整備計画及び各所属への調査・ヒヤリングを基にして、次年度の医療機器整備計画を策定する。また、必要に応じて高額医療機器整備計画の見直しを行う。

(2) 臨床教育、臨床研究

(臨床教育)

- ・引き続き現行の医療研修内容及び実施方法を精査し、充実を図る。
- ・これまで以上のスキルスシミュレーションセンター（SSC）の有効活用と、外部受講者からの利用料徴収などの収入源確保を目指す。
- ・引き続き、地域医療連携を深めるため、地元医師会との連携の場である「Face-To-Faceの会」を3回開催するとともに、広報誌による情報提供を行う。

(臨床研究)

- ・共同研究等の獲得とともに、知的財産の創出をはじめとする研究の成果を視野に入れて連携活動に取り組み、契約件数36件、契約金額120,000,000円を目指す。
- ・引き続き、情報通信資源の活用による医療研究の有効性について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 運営体制の改善

(1) 柔軟な組織編成

(組織編成の基本方針)

・引き続き、学生支援及び教育研究支援体制の抜本的な見直しを検討するため、全学的な検討体制を確立し、業務の標準化・集約化等を進める。また、「学生サポートセンター」の開設に向け、財源の確保及び具体的な「施設整備計画」、「実施スケジュール」等を作成する。

(全学共通教育)

・教務担当部長を座長とするワーキング・グループにおいて、引き続き、全学共通教育の改革に向けた検討を行い、平成21年度中に成案をまとめる。

(大学院教育)

- ・大学院のあり方について、引き続き「大学院あり方検討委員会」において検討を行う。
- ・理学研究科及び工学研究科においては、定員変更の届出を行う。

(2) 教育研究等の支援体制の充実

・引き続き、教育推進本部・研究推進本部・地域貢献推進本部および各本部会議等において、関係職員の積極的な参画を図り各事業を推進する。

2 多様な人事制度

(多様な人事制度)

- ・法人職員研修制度を整備するとともに、引き続き大学職員を対象とした各種研修会やセミナーに職員を積極的に派遣する。
- ・引き続き、各学部・研究科は非常勤講師及び特任教員の活用を図る。

(長期研修制度等)

・引き続き、教員のサバティカル制度及び職員の長期研修制度について、早期実施を目指し、検討を進める。

3 戦略的な予算配分

(全学共通経費)

・引き続き、教育推進本部・研究推進本部は、重点となる教育・研究分野に適切に全学共通経費を配分する。

・施設の維持管理経費や光熱水費などの運営経費の効率的な運用を行うこととともに、ガスについては契約方法の見直しにより、5%以上の経費の削減を目指す。

4 業務執行の改善

平成21年度 年度計画

(1) サービス機能の強化

- ・全学的な事務組織の見直しを受けて、教職員一体となった体制の検討を行う。

(2) 柔軟な業務執行

- ・定型的な業務のアウトソーシングに取り組むなど、柔軟な業務執行体制の構築を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置

(学生納付金等)

- ・学生納付金について、公立大学の役割を踏まえ、引き続き適正な金額の設定に努めるとともに、安定的な確保を図る。

(科学研究費補助金等)

- ・科学研究費補助金の専任教員の申請率60%（平成20年度：56%）を目標とし、より積極的な研究資金の獲得を図る。

(共同研究、受託研究、寄附金等)

- ・引き続き、大学の研究成果に対する産業界等のニーズに関する情報収集とそれに基づく学外への情報発信および学内への周知を積極的に行い、本学主催の産学連携セミナー等の開催回数8回を目標とする。

(知的財産)

- ・利益相反マネジメントポリシーおよび規程等の制定・施行など、利益相反マネジメントの体制整備を着実に進める。

2 経費の抑制に関する措置

(管理的経費の抑制)

- ・より一層のコスト分析を行い、経費の性質や、所属ごとの事業内容に応じた予算編成方針を作成する。
- ・引き続き、予算編成時において経費区分に応じ、計画的な経費の削減を図る。
- ・法人運営本部は、各課の業務分析を通じて、事務の集約化・標準化・情報化による効率向上を推進する。
- ・エネルギー使用量の1%以上の減を目標とし、引き続き省エネルギー運動を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

(資産の効率的・効果的運用)

- ・施設の有効利用を行うための具体のスペースの活用方法等を策定する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項

1 評価制度の確立

(1) 教員の業績評価制度の確立

- ・平成20年度に作成した「大阪市立大学教員活動点検・評価指針」に基づき、その実施要領を取りまとめ、教員活動の点検・評価を試行する。

(2) 自己点検・自己評価

(評価項目)

- ・教員活動の点検・評価の試行を踏まえて、教員個人評価の設定項目の検証に着手する。

(実施方法)

- ・毎年度自己点検・評価を実施していく。
- ・前年度法人評価委員会・認証評価の評価結果を踏まえて、自己点検・評価を実施する。

2 評価結果の公表及び大学活動の改善

- ・業務実績報告書において、中期目標・中期計画に掲げる事項の達成度を明示する。
- ・業務実績報告書をホームページに公表する。
- ・教員活動の点検・評価の試行を踏まえてから教育研究の向上に資する制度の検討に入る。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

平成21年度 年度計画

1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置

(人権の尊重)

- ・人権尊重の視点に立った取組を引き続き行い、充実を図る。

(コンプライアンスの確立)

- ・内部監査を通じて、大学としてのコンプライアンスの確立を図る。
- ・「大阪市立大学倫理綱領」関係の規程を整備する。

(個人情報保護)

- ・引き続き、個人情報取扱指針等の法人内への周知徹底を図り、個人情報の適正な取扱いに努める。また、随時大阪市情報公開室と連携し、必要な指導措置を講じる。

2 情報公開等の推進に関する措置

(大学の活動情報の公開)

- ・平成21年度年度計画、平成20年度業務実績報告書、財務諸表等を公表する。以降、年度ごとに順次公表していく。
- ・業務実績報告書、財務の概要、事業報告書を作成し、ホームページで引き続き公表する。
- ・「研究者一覧」と「研究者要覧」の一元化を図る。

(長期計画の策定と公開)

- ・将来にわたって本学の目指す方向性を示す「大阪市立大学憲章（仮称）」の策定に向けた検討を行う。

(広報体制の整備)

- ・随時点検・見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な広報活動を行う。

3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置

(施設等の整備)

- ・新耐震基準（昭和56年建設）以前で未調査建物（第1・第2・第3学生ホール、都市問題資料センター、4号館、生活科学部B棟・C棟、保健管理センター）の耐震診断調査を行う。
- ・理学部学舎及び理系実験棟の整備について、基本設計・実施設計を行う。

(情報基盤の整備・活用)

- ・学術情報総合センターは、引き続き大学が行う各種情報システムの構築に参画し、助言、指導を行う。
- ・引き続き、全学認証システム等の基盤システムについて、職員課IT化担当と協力してシステム開発に当たる。
- ・平成20年度に報告した「OCUNETの運用管理体制(案)」について、実施体制の確立に向け、各部署との調整など準備作業を行う。

(施設等の有効活用及び維持管理)

- ・設備機器について、更新の年次計画の具体策を構築すべく、引き続き台帳整備を行う。
- ・引き続き、省資源・省エネルギーについての具体的な対策を実施する。

4 安全の確保等に関する措置

(事故防止)

- ・作業環境測定、防災訓練の充実を図る。また、全学防災管理体制の充実を図る。
- ・医学部は、職場巡視の実施の徹底や第1種衛生管理者等の育成などに取り組む。
- ・JR杉本町駅東口の設置の実現に努める。

(学生等の安全確保等)

- ・「学生教育研究災害傷害保険」の加入者数の増加を図る。

VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算(平成21年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	14,577
施設整備費補助金	285
補助金等収入	288
自己収入	27,724
(内) 授業料・入学料・検定料	5,152
附属病院収入	21,563
その他	1,009
受託研究等収入	925
寄附金収入	773
長期借入金収入	600
計	45,172
支出	
教育研究経費	4,955
診療経費	11,433
人件費	25,330
一般管理費	1,304
施設・設備整備費	885
受託研究等経費	841
長期借入金償還金	424
計	45,172

【人件費の見積もり】

期間中総額、25,330百万円を支出する。(※退職手当を含む)

2. 収支計画(平成21年度)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	45,177
業務費	42,010
教育研究経費	5,062
診療経費	10,850
受託研究等経費	768
役員人件費	91
教員人件費	13,335
職員人件費	11,904
一般管理費	1,248
財務費用	56
減価償却費	1,863
収入の部	
經常収益	45,290
運営費交付金収益	14,577
補助金等収益	274
授業料収益	4,060
入学金収益	726
検定料収益	175
附属病院収益	21,563
受託研究等収益	911
寄附金収益	754
施設費収益	285
雑益	1,009
資産見返運営費交付金等戻入	218
資産見返寄附金等戻入	184
資産見返物品受贈額戻入	547
資産見返補助金等戻入	7
純利益	113

3. 資金計画(平成21年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	48,784
業務活動による支出	43,490
投資活動による支出	1,231
財務活動による支出	451
翌年度への繰越金	3,612
資金収入	48,784
業務活動による収入	44,287
運営費交付金による収入	14,577
補助金等による収入	288
授業料及び入学金検定料による収入	5,152
附属病院収入による収入	21,563
受託研究等収入	925
寄附金収入	773
その他の収入	1,009
投資活動による収入	285
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	3,612

(注)

基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、翌年度への繰越金としている。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 50億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。